

「空港の安全の確保」

令和7年12月4日
国土交通省 航空局

政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況確認票

テーマ名	空港の安全の確保	実施時期	令和3年度	担当課	航空局 安全部 安全政策課 空港安全室
対象政策	航空安全プログラム				
政策の目的	航空安全プログラムは、規則遵守の安全対策に加えて、航空安全当局と民間航空に係る業務提供者が事前予防的な取組等を実施し安全性の向上を図るものであり、平成26年度より航空運送・交通管制・空港の各分野に適用している。本プログラムにおいて、航空安全当局及び業務提供者双方の安全指標・安全目標値を通じて、我が国の民間航空の安全達成度の測定・監視を継続的に実施することとしており、空港分野については、平成28年度より国の安全指標・安全目標値を設定し、達成するための取組を通じて、空港の安全を確保することを目的としている。				
評価結果の概要	<p>視点①:航空安全プログラムに基づき設定した、空港分野における国の安全指標・安全目標値の達成状況</p> <p>平成28年度の指標設定以降5年間において、航空事故は発生せず指標「航空事故発生率」については全年度目標を達成、重大インシデントは1件発生し指標「重大インシデント発生率」については1カ年目標未達成、さらに指標「制限区域内事故発生率」については5年間のうち3カ年目標達成していることから、航空安全プログラムにより空港の安全は概ね確保されており、その政策目標が概ね達成されていると考える。しかし、この5年間における制限区域内事故件数は24~39件の間で推移しており、継続的な減少傾向となっていない状況もある。</p> <p>視点②:大規模空港における安全管理システムの確立状況</p> <p>大規模空港における安全管理システムについては、各空港とも安全管理体制のもと各種取組が適切に実施されている(安全監査における安全管理システムについての不適切事項は無し)。他方、制限区域内事故が継続的な減少傾向となっていないことから、大規模空港において更に安全管理システムが有効に発揮される取組が必要と考える。</p> <p>視点③:中小規模空港における安全文化の醸成状況</p> <p>中小規模空港の安全文化の醸成については、監査の1巡目と2巡目で不適切事項の件数が着実に減少している状況及び概ね速やかに是正されている状況であることから、各空港とも、この5年の間における、安全監査を通じた不適切事項の是正に関する指導や基準遵守等に係る安全意識の向上及び、これらを踏まえた空港の設置管理者による継続的な取組により、安全文化の醸成が着実に進捗していると考えられる。他方、中小規模空港、特に地方管理空港における不適切事項の件数自体は、大規模空港や国管理空港と比べ相対的に多い状況にあることから、一層の減少に向けた取組が必要と考える。</p>				
改善方策の実施状況の把握時期	令和7年度				

①制限区域内事故について、継続的な減少傾向となっていない。

レビュー取りまとめ時点での政策への反映の方向(予定)('取りまとめ後の対応方針'等)

目標: 制限区域内事故について平成30年度から15年間で半減

- (1) 当面は、航空安全当局による安全監督及び空港設置管理者による安全管理システムの取組について、リスクベースに重心を置いた観点から強化・改良を行うことにより、制限区域内事故の継続的な減少を図る。
- (2) 半減目標期間の半分の時点で、期間内での半減目標の実現可能性を見極め、その結果に応じて抜本的な対応も含め検討する。

有識者・事業者を含むWGを開催し、安全監督体制の強化に向けた制度的措置の方向性をとりまとめ報告

制度的措置の方向性

1. グラハム事業者及びその事業実態の把握

国(航空局。以下同じ。)によるグラハム事業者に対する監督は、限的かつ間接的となっている。また、グラハム業務の受託形態は、一次請け、二次請けといった多層構造で複雑化しており、まずはその事業実態を把握することが必要である。以上のことから、グラハム事業者の業務負担も考慮しつつ、グラハム事業者から国が直接情報提供を受ける制度創設を検討する。

また、当該制度の実施に当たっては、グラハム事業者を含む関係者が準備を必要とすることに配慮し、対象となる業種の範囲やその内容などその詳細についての十分な周知期間等を設ける。

なお、今回創設を検討する制度は、グラハム業務の事業実態を国が直接情報提供を受けることで把握するためのものであることから、航空運送事業者によるグラハム業務の外部委託時の監督責任はこれまで通り、航空運送事業者にあるものとする。また、航空運送事業者及び空港管理者からの不安全事象の義務報告制度は有効に機能していることから、これを継続することとする。

2. 重大事案等発生時の国との対応

空港の制限区域内における事故の発生件数が増加傾向であり、グラハム業務に関連する事案が多数を占めていることから、重大な事案等が起った際などに国が直ちに対応できるよう、上記制度の創設に併せてグラハム事業者に直接調査や聞き取り等が行える仕組みを検討する。

3. 安全確保に関する国との活動

今回の制度創設を機に、不安全事象の原因や対応策について共有する現在の仕組みについて、グラハム事業者も直接情報を入手して、安全対策が講じられるよう、その先駆を図る。また、国がグラハム業務の安全確保に関する取り組みの実態把握やその推進を図るために、グラハム事業者との意見交換を行うなどを検討する。

レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況('これまでの取組'もしくは'今後の取組方針')

- (1) 具体的な制度設計及びリスクベース監視の実施の運用手法について検討中。
- (2)-1 令和6年12月に「グランドハンドリングにおける安全監督体制の強化に向けたWG」を開催し、制度的措置の方向性をとりまとめた上で、同年12月23日開催の第10回「持続的な発展に向けた空港業務のあり方検討会」で報告。
 - ・グランドハンドリング事業者の事業実態について国が直接提供を受ける仕組みの創設。
 - ・重大事案等の発生時に国がグランドハンドリング事業者に対し、直接調査や聞き取り等を行える制度の創設。
- (2)-2 航空法施行規則等の一部を改正(令和7年12月1日施行)。
 - ・国による直接調査への協力及び事故等防止のための協議会の参画を規定
⇒ 制度導入後の制限区域内事故発生状況を踏まえ、当該指標の見直しを含め、引き続き必要な検証を実施。

航空法施行規則等の一部を改正し、重大な事案等が発生した際など、国が直ちに対応できる体制を確保

省令・通達改正の概要について(空港管理者に求める措置)

空港管理者に求める空港の機能確保基準にグラハム安全監督に関する事項を追加

航空法施行規則

第92条(空港の機能の確保に関する基準)(号を追加)

土七、空港におけるは、滑走路、誘導路、エプロンその他航空機に接触するおそれがある区域として空港機能管理規程で指定する区域において、業務(空港機の使用者又は当該使用者から委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。)の需要に応じて行うものに限り、法律第二条第二項に規定する航空業務を除く。)を行なう者にして、事故等(次に掲げる事故又は事態であつて、当該区域における当該者による空港の施設、車両その他の物件の使用その他の行為によつて生ずるもの)をいふ。以下この号及び次号において同じ。)を防止する措置を講じさせるとともに、国土交通大臣が必要と認める場合は、行なう事項を規定するものに依らせるものとする。

イ 法第七十九条の二第一項各号に掲げる事故

ロ 法第七十九条の二に規定する事態

ハ イ又びロに掲げるもののほか、次に掲げる事態

(1) 人の死傷又は航空機の損傷(又はロードに該当するものを除く。)

(2) 車両の滑走路への誤進入、航空灯火の機能を損なう事態その他の空港の安全に影響を及ぼす事態(ロに該当するものを除く。)

ト八、空港においては、事故等の防止に關し、前号の業務を行う者その他の関係者との間で必要な協議を行なうため、空港の設置者及び当該関係者を構成員とする協議会を設置すること。

空港機能管理規程(セイティ編)策定基準(通達)

空港管理者が行う措置について規定化

✓ グラハム事業者等の事故安全監視システム(ASICSS)登録に関する措置について
✓ グランドハンドリング事業者への国際調査等に対する協力等の措置について
✓ グランドハンドリング業務の安全確保に関する措置について
✓ グランドハンドリング業務を定義化 等

【国管理空港】

構内営業承認事務等の取扱いについて(通達)

構内営業関係事務処理要領(通達)

✓ 空港安全監視システム(ASICSS)へグランドハンドリング事業者情報の登録
✓ 國に上るグラハムハンドリング事業者に対する調査及び必要な差正への協力
✓ 協議会への参画 等

空港運用業務指針(通達)

空港管理者が行うグラハム業務の安全確保に関する措置を規定

✓ 安全に關する規範の収集等について
✓ 空港内事業の未然防止に関する措置について
✓ 國が行なう直接調査等への協力について 等

空港における安全管理システムの整備指針(通達)

空港管理者が行うグラハム業務の安全確保に関する措置を規定

✓ 協議会の実施 等

空港管理者が行う構内営業承認の条件に追加

✓ 協議会の実施 等

②全空港で国と同様の安全指標が設定されていない。

制限区域内事故発生率の計上には、航空機着陸回数と連動性が低い事案も含まれている点から、的確な計測となっているか検証の余地がある。

レビュー取りまとめ時点での政策への反映の方向（予定）（「取りまとめ後の対応方針」等）

国の安全指標の一層確実な目標値達成を図るため、

- (1) 全ての空港において国と同一の安全指標を設定させた上、目標達成に向け指導監督していく。
- (2) 安全達成度を一層適確に測定する観点から、指標「制限区域内事故発生率」の適正な計測方法について検証する。

レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況（「これまでの取組」もしくは「今後の取組方針」）

- (1) 令和4年2月 国の安全指標と同一のものを設定するよう全空港の設置管理者へ要請し、全空港において設定済み。
- (2) 安全指標のうち、航空機の着陸回数と連動性の低いと考えられる事案を除くか否かについて、引き続き検証を行う。

「制限区域内事故発生率」の適正な計測方法に関する検証

航空機の着陸回数との連動性が高いと考えられる事案例

作業員の死傷

貨物の取卸し作業、整備・メンテナンス、航空機の牽引中の負傷

航空機の損傷

旅客搭乗橋の装着・離脱作業、航空機の牽引中の損傷

航空機の着陸回数との連動性が低いと考えられる事案例

作業員の死傷

工事、車両点検中の負傷

航空機の損傷

強風等にともなう損傷、工事、夜間駐機スポットや格納庫への航空機の牽引中の負傷

⇒ 除くか否か、引き続き検証を行う。

③安全情報の共有、安全教育の実施状況の把握が不十分。 他空港での事故に係る情報に基づくリスク管理が不十分。

レビュー取りまとめ時点での政策への反映の 方向(予定)（「取りまとめ後の対応方針」等）

- (1) 大規模空港設置管理者へ取組の充実・強化を指導。
 - ① 業者内における安全情報の共有状況、安全教育の状況等のきめ細やかな把握・監視
 - ② 他空港事故の情報等幅広い安全情報に基づくリスク管理の実施
- (2) 安全監査について、設置管理者による上記取組状況をきめ細かく確認する等、リスクベースに重心を置いた有効性の観点での検査を強化。
- (3) 各空港の良好事例を積極的に共有することにより、安全管理システムの有効性向上を図る。

レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況 （「これまでの取組」もしくは「今後の取組方針」）

- (1) ① 平成26年からの「設置管理者と安全情報等の共有による安全推進に係る活発な意見交換」を年1回開催（継続）。
 - ② 他空港事故の情報共有に基づくリスク管理の実施。
 - ・令和3年からの「航空安全監視システム(ASICSS)を用いて、事故等事案の水平展開の実施及び設置管理者へ情報共有に基づくリスク管理の実施について指導」を継続。
- (2) 令和4年 定期検査に使用する安全管理システム分野の「有効性評価用チェックシート」を改正。
 - ⇒諸外国の先行事例の情報収集・整理を行い、具体的な制度設計及び運用手法について検討中。
- (3) 令和7年 航空安全監視システム(ASICSS)を通じて、空港管理者に良好事例を共有開始。
 - (※令和7年10月現在、29件を共有済) 等

設置管理者との意見交換の開催状況



令和6年11月20日,21日開催 場所:成田国際空港

有効性評価チェックシートを改正し、リスクベースに重心を置いた有効性の観点での検査を強化

別表一-5 チェックシート（SMS有効性評価用）			
提示される 事項等	SMS有効性評価内容	チェックシート	
1. 安全監査の実施			
(1.) 安全監査の実施			
① 安全力評価は、安全管理組織の長の責任のもとで、安全管理委員会の基準で実施されているか。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 安全力評価は、安全管理組織の長が交代した時など、必要に応じて実施が行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2.) 安全目標－安全目標値の設定			
① 安全目標－安全目標値の設定をどのように行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 安全指標－安全目標値は、管理組織内全職員にどのように理解されているか（周知方法など）。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 安全管理体制			
(1.) 安全管理責任者及び安全管理委員会			
安全管理組織は、安全管理委員会を通じて安全管理組織の長の率によって実行に移されているか。また、安全管理委員会は、安全管理委員会及び部門別責任者がミーティングでの報告等で船団内に開催を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

別表一-6 チェックシート（SMS有効性評価用）			
提示される 事項等	SMS有効性評価内容	チェックシート	
1. 定期的安全部門の実施			
(1.) 定期的安全部門の実施			
定期的監査計画として、定期スケジュールを作成し、監査計画を安全管理計画に反映させているか。また、監査結果は、人事異動等の実施時や、日の出の変更やルームの変更等重大な変更に先立って実施されているか。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
定期的監査の実施の評価（アンケート等）は行われているか。また、安全教育の実施状況、評価結果や改善について安全管理委員会に報告されているか。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2.) 安全に関する情報の共有化			
安全に関する情報を共有として、「(1)自空港及び他空港の事例・インシデントの情報、(2)ハザードやリスクの情報、(3)規制・基準等の情報、(4)（2）は、安全管理監視システム等の情報」を共有しているか。また、他空港の情報を航空安全監視システム等で入手しているか。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
安全に関する情報の共有は、安全管理委員会や各部署のコーディングを通して行われているか。また、安全管理組織内にあっては、安全管理委員会や関係者で共有するWEBサイト等で行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
安全に関する情報の共有は、安全管理委員会や各部署のコーディングの外にあっては、安全管理委員会や関係者で共有するWEBサイト等で行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

④現場職員の業務経験が短く、数年おきの異動交代も相まり安全文化が醸成・継続しにくい

レビュー取りまとめ時点での政策への反映の方向(予定)（「取りまとめ後の対応方針」等）

(1) 不適切事項について、是正完了まで一層きめ細かく監視・指導を行っていく。

(2) 地方管理空港の設置管理者に対する安全教育について、安全管理システム等に関する安全知識の一層の充実・強化を図るため、また現場職員の実態・管理体制の実態を配慮し、教育内容・方法の強化を図っていく。

レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況（「これまでの取組」もしくは「今後の取組方針」）

(1) 指導の実施

- 令和3年からの「設置管理者へ指導制限区域内事故等の一層の防止キャンペーンを実施するよう指導」を継続。
- 令和4年より、安全監査において、空港に対する定期検査で認められた不適切事項に対して、是正措置の確実な実施に係る指導を実施。
⇒引き続き、取組みを検討・実施

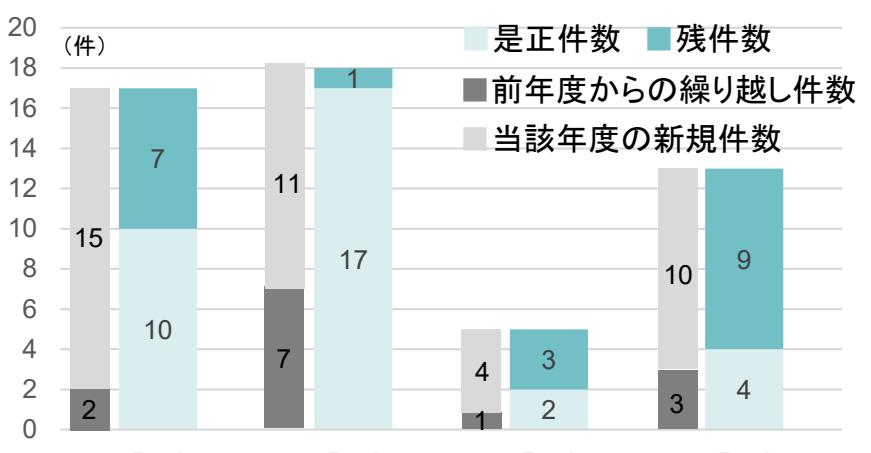
(2) 研修の実施

- 令和4年～受講者アンケートの結果を踏まえ、航空安全当局等が実施する研修等を拡充・充実。
設置管理者の求めに応じ、出前講座（研修）を隨時開催。

安全教育を目的とした研修を開催（令和3年度以降）

空港SMS関係研修一覧								
No.	研修など名称	受講対象	目的	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1	空港管理者研修（初任者向け） ※空港規模問わず <small>（令和4年度～）</small>	国管理空港、地方公共団体、空港会社、運営権者、公共ヘリポートの管理組織の担当職員	空港SMS等に関する基礎的知識付与	-	R4.5.12	R5.4.13	R6.4.23	R7.4.23
2	空港基礎研修 ※空港SMS以外も含む	・地方公共団体 ・空港会社 ・運営権者 ※空港勤務が初めての方	空港施設・運用業務全般に係る安全基準等の知識付与	R3.10.18～19	R4.5.30～31	R5.6.5～6	R6.6.9～10	R7.6.9～10
3	空港運用管理Ⅰ・Ⅱ研修 ※空港SMS以外も含む	・地方公共団体 ・空港会社 ・運営権者 ※空港勤務1年以上の従事者	空港施設・運用業務全般に係る安全基準等の「経験者向け知識」付与	R3.10.20～29	R4.6.1～10	R5.6.7～16	R6.6.11～20	R7.6.11～20
4	公用用ヘリポート管理者研修	公用用ヘリポートの管理者 ・地方公共団体 ・指定管理者（傍聴可）	空港施設・運用業務全般に係る安全基準等の知識付与、SMS推進の促進	R4.2.16	R5.3.2	R5.8.30	R6.9.9	R7.7.11
5	公用用ヘリポートの安全推進に関する懇談会 <small>（令和4年度～）</small>	公用用ヘリポートの管理者 ・地方公共団体	監督機関・公用用ヘリポート管理者間の定期的な意見交換	-	R5.3.2	R5.8.30	R6.9.9	R7.7.11
6	空港安全管理研修	国管理空港の管理者（羽田、那覇含む） ・空港事務所 ※H29年度以降はSMSの基礎的知識は充分習得している者を対象	空港SMSに関する応用知識、有効性に係る知識等付与など	R3.11.5	R4.10.12	R6.3.5	R7.2.25	令和8年1月
7	大規模空港の管理者 ・空港事務所（羽田、那覇） ・空港会社（成田、中部、関西、伊丹） ・運営権者（新千歳、福岡）	監督機関・大規模空港監督者間の定期的な意見交換	R4.3.11	R5.1.18～19	R5.11.14～15	R6.11.20～21	R7.12.11～12	
8	空港の安全推進に関する懇談会 地元管理空港の管理・運営者 ・地方公共団体 ・運営権者（仙台、高松、広島、熊本、静岡など） ※空港施設・運用業務の基礎知識を取得した者（安全管理責任者の推薦等）	空港施設・運用業務全般に係る応用知識、有効性に係る知識等付与など	R3.12.15	R4.12.9	R6.2.22	R7.3.3	令和8年1月中旬	

中小規模空港における不適切事項※の是正状況



※航空法に明示された基準等に適合していないと認められた事項等

⑤安全管理システム等の不適切事項が多く、安全リスクを孕んでいる状況。

レビュー取りまとめ時点での政策への反映の方向(予定)（「取りまとめ後の対応方針」等）

- (1) 安全監査について、設置管理者による取組状況をきめ細かく確認する等、リスクベースに重心を置いた有効性の観点での検査を強化していく。
- (2) 他空港の事故情報に基づくリスク管理を充実・強化するよう指導していく。

レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況（「これまでの取組」もしくは「今後の取組方針」）

- (1) 令和4年 定期検査に使用する安全管理システム分野の「有効性評価用チェックシート」を改正(再掲)。
⇒諸外国の先行事例の情報収集・整理を行い、具体的な制度設計及び運用手法について検討中。
- (2) 令和3年からの「他空港における事故等を航空安全監視システム(ASICCS)を用いて継続的に水平展開」を継続。
 - ・空港管理者に出水期前には分析結果を基に注意喚起を実施。
⇒他空港の事故等を自空港に置き換え、リスク管理を充実・強化するよう継続的に指導。

航空安全監視システム(ASICCS)概要

- ・安全指標及び安全目標値の届出
- ・安全に係るリスクの管理状況の報告
- ・安全に関する情報の報告・水平展開
- ・空港機能管理規程(セイフティ編)の届出
- ……等



<https://asicss2.cab.mlit.go.jp/>

ASICCSを用いた事故等の水平展開の状況

Information

令和7年8月19日発行
航空局安全部 空港安全室

空港安全情報に関する重要なお知らせ

■① 水平展開情報（5月期）
令和7年5月期の安全情報を水平展開します。

■② 空港施設・運用業務に起因する安全情報報告 受領情報（直近）
直近1ヶ月に当室へ報告（義務報告）のあった事案に係る事態の概要を参考展開します。
これら事案に係る原因・再発防止策等については、定期の水平展開でお知らせします。

■③ 注意喚起
・交流電源車の火災事案について
ある空港において、航空機に電源供給中の交流電源車両が炎上する事案が発生しました。幸いにも発見が早く直ちに消火活動が行われたため、航空機に燃え移ることがなく鎮火したところです。（別添資料参照）
各空港管理者におかれましては、同型車両を含め電源車両を所有する事業者に対し、車両使用前の確実な点検、定期的な車両の整備点検などを利用した本事案の原因とされる配線状況等の確認の重点化など、車両特装部も含め十分な点検を実施について、注意喚起を行ってください。